

総 第 3 4 9 号  
平成 12 年 6 月 23 日

本 庁 各 課 ( 室 ) 長  
鳥 取 県 企 業 局 各 課 長  
鳥 取 県 病 院 局 各 課 長  
鳥 取 県 教 育 委 員 会 事 務 局 各 課 長  
鳥 取 県 監 査 委 員 会 事 務 局 各 課 長  
鳥 取 県 人 事 委 員 会 事 務 局 各 課 長  
鳥 取 県 地 方 労 働 委 員 会 事 務 局 各 課 長  
鳥 取 県 議 会 事 務 局 各 課 長  
鳥 取 県 警 察 本 部 各 課 長

様

総 務 課 長  
( 公 印 省 略 )

一 部 改 正 の 文 例 に つ い て ( 通 知 )

鳥取県施行文書書式規程の一部を改正する訓令（平成 12 年鳥取県訓令第 12 号。別添 1 参照。）により鳥取県施行文書書式規程（昭和 32 年鳥取県訓令第 8 号）が改正されました。

改正後の別表の第 1 の 5 の項の規定に基づき、一部改正の文例を別添 2 の通り定めたので、通知します。

鳥取県施行文書書式規程の一部を改正する訓令（平成 12 年鳥取県訓令第 23 号）附則第 2 項の規定により、同訓令による改正後の鳥取県施行文書書式規程別表の第 1 の 5 の項の規定は、平成 12 年 7 月 1 日から適用されることとなっているため、この「一部改正の文例」は、同日以後に制定される条例から適用されることとなります。

なお、この「一部改正の文例」は、鳥取県施行文書書式規程別表の第 2 から第 4 まで及び第 6 の規定により、規則、告示、訓令及び内訓についてもこの例によることとなるので、注意してください。

## 一部改正の文例

### 1 基本形式

一部改正の基本形式は、次に定めるとおりとする。

└ 4字目

〇〇〇条例の一部を改正する条例

└ 2字目

〇〇〇条例(・・年鳥取県条例第・・・号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目(以下「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目(以下「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条、項、号及び号の細目の表示、削除条項等並びに様式及び別表並びにこれらの細目の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条、項、号及び号の細目の表示、追加条項等並びに様式及び別表並びにこれらの細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

次の表の改正前の欄中別表及び様式並びにこれらの細目の表示に下線が引かれた別表及び様式並びにこれらの細目(以下「移動別表等」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表及び様式並びにこれらの細目の表示に下線が引かれた別表及び様式並びにこれらの細目(以下「移動後別表等」という。)が存在する場合には、当該移動別表等を当該移動後別表等とし、移動別表等に対応する移動後別表等が存在しない場合には、当該移動別表等を削り、移動後別表等に対応する移動別表等が存在しない場合には、当該移動後別表等を加える。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(〇〇×)</p> <p>第〇条 .....<u>〇〇〇〇</u>.....</p> <p>..。</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>4</u> <u>××××××××××××××××××××××</u></p> <p><u>××××××</u>。</p> <p><u>5</u> 略</p> <p>6 .....<br/>.....<br/>.....</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-top: 10px; text-align: center;">略</div> </div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(〇〇×)</p> <p>第〇条 .....<u>××××××</u>.....</p> <p>.....<u>△△△△</u>.....</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 <u>△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△</u></p> <p><u>△△△△</u>。</p> <p>6 .....<br/>.....<br/>.....</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-top: 10px; text-align: center;">略</div> </div> |

|                                  |                         |
|----------------------------------|-------------------------|
| .....<br>.....                   | .....<br>.....          |
| .....<br>.....<br>.....<br>..... | .....<br>.....<br>..... |
| 略                                |                         |

(×○×)  
第5条 略

(△△△)  
第5条の2 ○×△×××○×△○×△○×△○×△  
○×△○×△○×△。

附 則  
2 .....△△△.....  
.....。

別表 (第○条関係)  
1 ○○○

|                |                                  |
|----------------|----------------------------------|
| .....<br>..... | .....<br>.....<br>.....<br>..... |
|----------------|----------------------------------|

備考 .....×××.....  
.....。  
2 略

|                |                |
|----------------|----------------|
| .....<br>..... | .....<br>..... |
| .....<br>..... | .....<br>..... |
| .....<br>..... | .....<br>..... |
| 略              |                |

(×○×)  
第5条 略

附 則  
2 .....  
.....。

別表 1 (第○条関係)  
1 ○○○

|                |                                  |
|----------------|----------------------------------|
| .....<br>..... | .....<br>.....<br>.....<br>..... |
| .....<br>..... | .....<br>.....<br>.....          |

備考 .....○×△.....  
.....。  
2 略

別表 2 (第○条関係)

|                |                                  |
|----------------|----------------------------------|
| .....<br>..... | .....<br>.....<br>.....<br>..... |
|----------------|----------------------------------|

備考 .....  
.....。

第1号様式（第〇条関係）

|                |                                  |
|----------------|----------------------------------|
| .....<br>..... | .....<br>.....<br>.....<br>..... |
| .....          | .....<br>.....<br>.....          |

備考 .....○×△.....  
.....。

第2号様式（第〇条関係）

|       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| ..... | .....<br>.....<br>.....<br>..... |
|-------|----------------------------------|

備考 .....  
.....。

第1号様式（第〇条関係）

|                |                                  |
|----------------|----------------------------------|
| .....<br>..... | .....<br>.....<br>.....<br>..... |
|----------------|----------------------------------|

備考 .....×××.....  
.....。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の次に1条を加える改正は、平成〇年×月〇日から施行する。
- 2 改正後の第〇条の規定は、×××から適用し、・・・については、なお従前の例による。。

## 2. 具体的事項

### (1) 改正文関係

#### ① 改正文の1段落目

条、項、号及び号の細目（ア、イ及びウ又は（ア）、（イ）及び（ウ）等）の移動（いわゆる条項ずれ）、削除又は追加がある場合に用いる表現。よって、条項等の移動、削除又は追加（以下「条項等の移動等」という。）がない場合には、1段落目は不要となる。

1の基本形式中「条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目（以下「移動条項等」という。）」とあるのは、条項等の移動等のあるものだけを表示することとし、例えば、条及び項の移動等であれば「条及び項の表示」等とし、「移動条項等」とはせずに「移動条項」とする。

また、号及び号の細目の表示の移動等であれば「号及び号の細目の表示」等とし、「移動号等」とする。

条項等の移動等のうち、移動、削除、追加の必要に応じて不要の部分は記載しない。よって、削除又は追加のみの場合には、対応するものが存在するか否かを表示する必要がないので、単に削除又は追加することのみを表示すればよい。

不要の部分を省略すること、及びその省略方法については、2段落目から4段落目までにおいても同様である。

#### 例1) 号の移動のみの場合

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）を当該移動号に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号及び号の細目とする。

#### 例2) 条及び号の細目の削除及び追加のみの場合

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在しない場合には、当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

#### 例3) 号の細目の追加のみの場合

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「追加号細目」という。）を加える。

#### ② 改正文の2段落目

字句の改正、削除又は追加（以下「字句の改正等」という。）がある場合に用いる表現。よって、字句の改正等がない場合には、2段落目は不要となる。

1段落目において移動した条項等の表示や削除、追加した条項等の内容についても下線が引かれているが、これは既に1段落目において移動、削除又は追加されているので、「下線が引かれた部分」から除く必要がある。

よって、1段落目において、改正前欄の「下線が引かれた部分」に移動した条項等の表示及び削除条項等がある場合にはこれを、改正後の欄の「下線が引かれた部分」に移動した条項等の表示及び追加条項等がある場合には、これを

かっこ書きにより除くこととなる。

また、様式及び別表並びにこれらの細目の移動、削除又は追加がある場合には、4段落目において移動等を行うこととなるので、これについても「下線が引かれた部分」から除いておく必要がある。ただし、様式や別表の改正であっても、字句の改正等については、下線を引くことにより、2段落目において行うことに注意が必要である。

例1) 改正が字句の改正(1箇所のみ)のみの場合

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

例2) 改正が字句の改正(2箇所以上)のみの場合

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

例3) 改正が字句の改正と追加のみの場合

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

例4) 改正文の1段落目において条及び号の細目の移動及び追加を行い、2段落目で字句の改正と削除を行う場合

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下「移動条等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下「移動後条等」という。)が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等(以下「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示及び追加条等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

③ 改正文の3段落目

表の改正のうち、項又は欄が増減するものについては、該当部分に下線を引くことができないため、太線(—)で囲むことにより、改正、削除又は追加を行う。

④ 改正文の4段落目

様式及び別表(又はこれらの細目)の移動、削除又は追加がある場合に用いる表現。

⑤ 2条以上による改正

2つ以上の条例を改正する場合(附則により改正する場合を除く。)については、それぞれの条例を別条により改正することとなるが、この場合には、改正文の初字は、1字ずつ繰り下がることとなる。ただし、新旧対照表の位置は、他の場合と同様の位置とする。

この場合において、2つ以上の条の改正文中に同一の略称(「改正部分」等の語)がある場合には、「(以下この条において「改正部分」という。)」等

略称規定の及ぶ範囲を制限することにより、略称規定の重複を避けること。

例)

(〇〇〇条例の一部改正)

第1条 〇〇〇条例( 年鳥取県条例第 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中.....(以下この条において「改正部分」という。)

| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|
|     |     |

(×××条例の一部改正)

第2条 ×××条例( 年鳥取県条例第 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中.....(以下この条において「改正部分」という。)

| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|
|     |     |

⑥ 本則及び附則による改正

本則が2条以上ある場合には、⑤の方式によることとなるが、本則に条がなく、かつ、附則において他の条例を改正する場合であって、本則及び附則の改正文中に同一の略称(「改正部分」等の語)がある場合には、本則において「(以下本則において「改正部分」という。)」等略称規定の及ぶ範囲を制限することにより、略称規定の重複を避けること。

例)

(〇〇〇条例の一部改正)

〇〇〇条例( 年鳥取県条例第 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中.....(以下本則において「改正部分」という。)

| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|
|     |     |

附 則

(施行期日)

1 .....

(×××条例の一部改正)

2 ×××条例( 年鳥取県条例第 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中.....(以下この項において「改正部分」という。)

| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|
|     |     |

⑦ その他

改正文中で新旧対照表を指す場合には、「次の表」を用いることとし、同一段落中において2回目以降使用する場合には、「同表」を用いる。ただし、「次の表」と2回目以降に新旧対照表を用いる場所との間に「表」「別表」等の語がある場合には、これらと区別するため、2回目以降であっても「次の表」を用いることとする。

(2) 新旧対照表関係

<共通関係>

- ① 改正文と新旧対照表の間は、1行空けること。
- ② 新旧対照表の「改正後」「改正前」欄の下の1番上の行は空けること。
- ③ 字句の改正等をする場合には、改正前欄にあつては改正される字句及び削除される字句に、改正後欄にあつては改正後の字句及び追加される字句に、それぞれ下線を引くこと。
- ④ 改正される条単位で新旧対照表に記載することとし、改正等のない項の内容は「略」とすること。この場合において、略される項が2つ連続である場合には、「及び」でつなぎ、3以上連続した項を略す場合には、「～」で結ぶこと。また、第1項を略す場合には、条番号の後に1字空けて「略」と記載すること。

例) 第4項のみを改正する場合

第〇条 略  
2及び3 略  
4 .....○○○.....  
5～8 略

- ⑤ 号の内容を改正する場合には、当該号の存する項の内容を改正しない場合であっても当該項の内容は略さないこと。この場合においても、改正しない号の内容は略すこと。

例) 第3項第2号のみを改正する場合

第〇条 略  
2 略  
3 .....  
(1) 略  
(2) .....△△×.....  
(3)及び(4) 略  
4 略

- ⑥ 見出しのついた条を改正する場合には、見出しを付けること。
- ⑦ 条、項、号又は号の細目の移動、削除又は追加をする場合には、改正前欄にあつては移動する条項等の表示及び削除される条項等の表示に、改正後欄にあ



っては移動後の条項等の表示及び追加される条項等の表示に、それぞれ下線を引くこと。

- ⑧ 条の追加をする場合には、直前の条（ある場合には、見出しも）を、内容を略して記載すること。

例)

|  |                        |
|--|------------------------|
| <p>(×○×)<br/>第5条 略</p> <p>(△△△)<br/>第5条の2 <u>○×△××○×△○×△○×△○×△</u><br/><u>○×△○×△○×△。</u></p> | <p>(×○×)<br/>第5条 略</p> |
|--|------------------------|

- ⑨ 条と条の間は、1行空けること。

- ⑩ 「改正前」及び「改正後」の欄において対応する条、項及び号等並びに表及びその備考等については、同じ高さに揃えること。

- ⑪ 附則の改正の冒頭の行には、「附 則」と明記すること。

<表関係>

- ⑫ 項中の表を改正する場合には、項の内容は略さないこと。

- ⑬ 表の項又は欄の数が増減する場合には、改正、削除、又は追加すべき箇所を太線で囲むこと。この場合に、太線で囲まれた部分に改正等すべき字句があっても、その部分には、下線を引かないこと。

- ⑭ 表中の太線で囲まれた部分の前の項（前の項がない場合等には、後の項）については、内容を略さないこととし、その他の項については、内容を略すること。

例)

|  |       |  |       |       |       |       |       |       |   |  |  |   |  |       |       |       |       |       |       |   |  |
|--|-------|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---|--|--|---|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---|--|
| <p>6 .....<br/>..。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">.....</td> <td style="width: 50%;">.....</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">.....</td> <td style="width: 50%;">.....</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">.....</td> <td style="width: 50%;">.....</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> | 略     |  | ..... | ..... | ..... | ..... | ..... | ..... | 略 |  | <p>6 .....<br/>..。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">.....</td> <td style="width: 50%;">.....</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">.....</td> <td style="width: 50%;">.....</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">.....</td> <td style="width: 50%;">.....</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> | 略 |  | ..... | ..... | ..... | ..... | ..... | ..... | 略 |  |
| 略  |       |  |       |       |       |       |       |       |   |  |  |   |  |       |       |       |       |       |       |   |  |
| .....  | ..... |  |       |       |       |       |       |       |   |  |  |   |  |       |       |       |       |       |       |   |  |
| .....  | ..... |  |       |       |       |       |       |       |   |  |  |   |  |       |       |       |       |       |       |   |  |
| .....  | ..... |  |       |       |       |       |       |       |   |  |  |   |  |       |       |       |       |       |       |   |  |
| 略  |       |  |       |       |       |       |       |       |   |  |  |   |  |       |       |       |       |       |       |   |  |
| 略  |       |  |       |       |       |       |       |       |   |  |  |   |  |       |       |       |       |       |       |   |  |
| .....  | ..... |  |       |       |       |       |       |       |   |  |  |   |  |       |       |       |       |       |       |   |  |
| .....  | ..... |  |       |       |       |       |       |       |   |  |  |   |  |       |       |       |       |       |       |   |  |
| .....  | ..... |  |       |       |       |       |       |       |   |  |  |   |  |       |       |       |       |       |       |   |  |
| 略  |       |  |       |       |       |       |       |       |   |  |  |   |  |       |       |       |       |       |       |   |  |

### <様式又は別表関係>

- ⑮ 様式及び別表並びにこれらの細目の移動、削除又は追加をする場合には、改正前の欄にあっては移動する様式等の表示及び削除される様式等の表示に、改正後の欄にあっては移動後の様式等の表示及び追加される様式等の表示に、それぞれ下線を引くこと。

### (3) 附則関係

一部改正の附則の文例については、鳥取県施行文書書式規程（昭和32年鳥取県訓令第8号）別表の第1の6の項による（従来の方式と原則として変更はない）。

ただし、改正の一部の施行日を分ける場合には、従来の改正方式であれば「・・・改正規定」と指定して施行日を分けていたが、今後は、改正規定自体が存在しなくなるため、「・・・改正」と指定することとなる点に注意が必要である。

例)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の次に1条を加える改正は、平成〇年×月〇日から施行する。

## 3 その他

- (1) 改正が大量であり、かつ、改正内容が条項の移動等のみである場合その他の場合であって、鳥取県施行文書書式規程の一部を改正する訓令（平成12年鳥取県訓令第12号）による改正前の鳥取県施行文書書式規程別表の第1の5の項の規定の例によることが適当であると総務課長が認めるときは、当該規定の例によることができる。
- (2) その他この一部改正の文例により難いと認めるときは、総務課長が適当と認める方式によることができる。